

京都市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を改正する条例（平成18年6月19日京都市条例第9号）（総務局人事部給与課）

次のとおり、地方公務員災害補償法の一部改正に準じ、通勤の範囲を改定する等の措置を講じることとします。

## 1 通勤の範囲の改定

次に掲げる移動を通勤の範囲に加えます。

- (1) 1の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の市長が定める就業の場所から勤務場所への移動（職員に関する法令の規定に違反して就業している場合として市長が定める場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- (2) 住居と勤務場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動（市長が定める要件に該当するものに限る。）

## 2 規定の整備

- (1) 地方公務員災害補償法別表で定められていた障害等級ごとの障害について、地方公務員災害補償法施行規則で定められることとなったことに伴い、規定を整備します。
- (2) 障害者自立支援法の施行により、身体障害者療護施設等の障害者を支援する施設が障害者支援施設に移行することに伴い、規定を整備します。
- (3) その他必要な規定の整備を行います。

上記2(2)の改正は平成18年10月1日から、その他の改正は同年6月19日から施行し、1の改正は同年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用することとしました。

京都市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年6月19日

京都市長 榊 本 頼 兼

## 京都市条例第9号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を改正する条例

京都市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害」を「障害」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「条例で」を「条例において」に改め、同条第2項中「条例で」を「条例において」に、「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 住居と勤務場所との間の往復

(2) 1の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の市長が定める就業の場所から勤務場所への移動（職員に関する法令の規定に違反して就業している場合として市長が定める場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

(3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（市長が定める要件に該当するものに限る。）

第2条第3項本文中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「として」の右に「、当該職員に対して」を加え、「の各号」を削り、同条第1号中「監獄」を「刑事施設」に、「準ずる」を「準じる」に改め、同条第2号中「準ずる」を「準じる」に改める。

第8条の2第1項各号列記以外の部分中「として」の右に「、当該職員に対して」を加え、「身体障害の等級」を「傷病等級」に、「定める」を「掲げる」に改め、同条第2号中「身体障害の程度」を「障害の程度」に、「身体障害の等級」を「傷病等級」に

改める。

第9条中「とき」を「場合において」に、「定める」を「掲げる」に、「までの等級」を「までの障害等級」に、「身体障害が存する場合に」を「障害があるとき」に改め、「として」の右に「，当該職員に対して」を加え、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第10条第2項中「身体障害」を「障害」に改める。

第10条の2各号列記以外の部分中「として」の右に「，当該権利を有する者に対して」を加え、「の各号」を削り，同条第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第10条の2に次の1号を加える。

(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準じる施設として市長が定めるものに入所している場合

第12条第1項各号列記以外の部分中「よって」を「より」に改め、「の各号」を削り，同項第4号中「身体障害」を「障害」に改め，同条第2項中「よって」を「より」に改め，同条第4項第1号中「身体障害」を「障害」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め，同項第4号中「よって」を「より」に改め，同項第5号及び第6号中「身体障害」を「障害」に改め，同条第2項中「一」を「いずれか」に改める。

第14条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め，同項第2号及び第3号中「よって」を「より」に改め，同条第4項第2号中「身体障害」を「障害」に改める。

附則第1条の3第1項及び第1条の4第2項中「障害の等級」を「障害等級」に改め

る。

別表第1備考以外の部分中「等級」を「傷病等級」に改め、同表備考中「等級」を「傷病等級」に、「身体障害」を「障害」に改める。

別表第2備考以外の部分中「等級」を「障害等級」に改め、同表備考中「等級」を「障害等級」に、「応ずる身体障害」を「応じる障害」に、「地方公務員災害補償法別表」を「地方公務員災害補償法施行規則別表第3」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の2の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市非常勤職員公務災害等補償条例第2条第2項及び第3項の規定は、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

(総務局人事部給与課)